

「個人情報の取扱いに関する重要事項」および「会員規約・特約」

ペルソナ会員規約

第1部 一般条項

第1章 会員の資格

第1条（本会員）

株式会社ペルソナ（以下、「当社」といいます。）に対し、本規約を承認のうえ、当社が三井住友カード株式会社（以下、「三井住友カード」といいます。）と提携して発行するクレジットカード（以下、「カード」といいます。）に入会申込みをした個人のうち、当社が適格と認めた方を本会員とします。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。

第2条（家族会員）

1. 本会員が本会員の代理人として指定し本条第2項および第3項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認めた方を家族会員とします（なお、本会員と家族会員を合わせて、以下「会員」といいます。）。本会員は、本会員の代理人として家族会員に、当社が当該家族会員用に発行したクレジットカード（以下、「家族カード」といいます。）および会員番号を本規約に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規約に基づき家族カードおよび会員番号を利用することができます。本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然に家族会員も会員資格を喪失するものとします。

2. 本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済した金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、予め承諾するものとします。

3. 本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む。）を賠償するものとします。

4. 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第1項に規定する代理人でなくなった場合または代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申出るものとします。本会員は、この申出以前に第2項の代理人としての責任が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

第3条（反社会的勢力の排除）

1. カードの申込者（本契約成立後は会員、以下本条第1項から第5項までにおいて同様とします。）は、申込者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ① 暴力団・暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- ② 暴力団準構成員
- ③ 暴力団関係企業の役員・従業員
- ④ 総会屋等
- ⑤ 社会運動等標ぼうゴロ、政治活動・標ぼうゴロ
- ⑥ 特殊知能暴力集団等の構成員
- ⑦ テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者
- ⑧ 前各号の共生者、密接交際者
- ⑨ その他前第1号から第8号に準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(イ)(ロ)のいずれかに該当した場合
(イ)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
(ロ)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

2. 申込者は、自らまたは第三者を利用して当社または当社の提携先に対し、次の①から⑥までのいずれかに

該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他、前第1号から第4号に準ずる行為
- ⑥ 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）
(イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等(ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動
(ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動(ニ)長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ(ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等

3. 当社は、申込者が第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるカードの入会の入会申込みを謝絶、または本規約に基づくカードの利用を一時停止した場合には、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。

4. 申込者が本条第1項または第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、申込者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、申込者は、これに応じるものとします。

5. 申込者が第24条第1項第5号の事由に該当し、第24条第1項または第25条第1項第2号の規定が適用されたことにより、申込者に損害または費用が生じた場合でも、申込者は当該損害等について当社に請求をしないものとします。

6. 会員のカード利用状況に対して、当社が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定めるところにより必要と認められる場合には、カード利用の停止措置を行うこと、および会員の取引時確認（本人特定事項）・資産および収入の状況などに関する所定の書類を求めることができるものとし、会員はその必要な書類の提出を行うものとします。なお、書類の提出を行わない場合にはカードの利用ができない場合があります。

第4条（年会費）

本会員は、当社に対して所定の年会費とその消費税を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はカード送付時に通知するものとします。なお、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は返還しません。

第5条（届出事項の変更、会員への通知等）

1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、およびその他の項目（以下、総称して「届出事項」といいます。）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。

2. 氏名・暗証番号・決済口座を変更する場合その他当社が必要と認める場合には、会員は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。

3. 第2項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る第2項の届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。

4. 第1項および第2項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときを除きます。

5. 当社は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益が生じない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。

第6条（規約の変更、承認）

本規約の変更については当社から本会員に変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第2章 カードの管理

第7条（カードの貸与と取扱い）

1. 当社は、会員1名につき、1枚の氏名・会員番号・有効期限等（以下、「カード情報」といいます。）を表面に印字したカード（以下、「家族カード」を含みます。）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項（第5条第1項の届出事項をいう。）の確認（以下、「取引時確認」といいます。）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下、「提携会社」といいます。）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たな会員番号を含むカード情報を表面に印字したカード（カード券面のデザイン変更を含む）を発行し、貸与します。

2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード表面に印字された会員本人以外は使用できないものとします。

3. 会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入（当該商品等を転売しあるいは委託販売する等その名目の如何を問わないものとします）その他これらと実質的に同視できる取引などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。本項で禁止される現金化を目的とするカード利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これらに限られません。

①買取業者等がカード利用者に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等をカードで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取るないしは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの

②販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入を条件に購入金額から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの

③販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入した商品等につき販売業者等が買戻しや返品を受け、または別の買取業者等が買取りを行い、買戻金額等から手数料を差し引いた金額ないしは買戻金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの

④金券類、暗号資産、貴金属類、ブランド品、家電製品等の換金性の高い商品等の購入を社会通念上相当とは認められない頻度もしくは金額にて行うもの

⑤上記各号に類すると当社が判断するもの

4. 会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。

5. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が第4項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係る債務について全て支払いの責を負うものとします。

6. 会員は、第3項に違反したことにより、販売業者等あるいは第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、当社に対するカード利用代金等の債務の支払を拒むことはできないものとします。

第8条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。

2. 有効期限の2カ月前までに申出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新しい有効期限のカードと会員規約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、送付を保留することができるものとします。

3. 会員は、第1項の従前のカードまたは有効期限経過後のカードを直ちに切断・破棄するものとします。

4. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第9条（暗証番号）

1. 当社は、本会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録します。

2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、本会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第10条（会員利用総枠）

1. 当社は、各本会員につき、第11条で定めるカードの利用枠とは別に本会員に貸与した全てのカードの中で割賦利用枠が最も高いカード（以下、「親カード」といいます。）の割賦利用枠と同額を本会員および家族会員に貸与した全てのカードに係るリボ払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの利用金額合計の上限（以下、「会員利用総枠」といいます。）と定めるものとします。

また、親カードの解約（本規約に定める解約事由が存在する場合を除く。）または割賦利用枠の減額もしくは親カード以外のカードの利用枠の増額等により、割賦利用枠が最も高いカードが親カード以外のカードとなった場合は、当該カードを新たな親カードと定めるものとします。なお、親カードを定めるに際し、割賦利用枠が最も高いカードが複数ある場合は、当社が親カードを任意に定めるものとします。

2. 当社は、会員利用総枠について親カードの有効期限更新毎にこれを見直すものとします。ただし、親カードの有効期限更新後、次回有効期限更新までの間に、第1項による親カードの変更（複数回の親カードの変更を含む。）が行われた場合において、当該期間内に会員利用総枠の見直しが一度も行われなかった場合、当該期間における当初親カードの有効期限で会員利用総枠の見直しを行うこととします。

また、会員利用総枠の見直しに際し、会員は、当社から求めがあった場合、会員利用総枠の見直しに必要と当社が判断する書類の提出・事実の照会に応じるものとします。

3. 当社は、会員利用総枠の見直しを行った結果、法令の定め等により当社が必要と認めた場合、会員利用総枠および当社が貸与した全てのカードの利用枠を任意に減額できるものとします。

4. 当社は、会員が、第24条、第25条、第26条で定める、期限の利益の喪失、会員資格の取消し、退会に該当した場合、会員利用総枠を取消することができるものとし、当社が貸与した全てのカードの利用枠も取消することができるものとします。

5. 当社は、親カードが解約となった場合、当社が貸与した他の全てのカードを解約することとします。ただし、本条第1項による親カードの変更を伴う親カードの解約の場合はこの限りではありません。

第11条（カードの利用枠）

1. カードの利用総枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のショッピング、キャッシング・サービスおよび海外キャッシュサービスの利用代金を合算して未決済残高として管理します。カードの利用総枠および次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。

2. ショッピング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のショッピングの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、第1項の利用総枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。

3. 割賦利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のショッピングのうちリボ払い、ならびに分割払い（3回以上のものをいう。以下同様）、2回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、第2項のショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。

4. ショッピングのうち本会員および家族会員のリボ払い、ならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、第3項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。

5. 第4項のリボ払いの利用枠を超えてリボ払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。

6. キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシング・サービス、海外キャッシュサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第1項の利用総枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。

7. キャッシング・サービスの未決済残高の利用枠は、第6項のキャッシング・サービス利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。

8. 海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条第6項のキャッシング・サービス利用枠のうち、30万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。

9. 当社は、必要または適当と認めた場合、本条第1項の利用枠とは別に分割払いの利用枠を定める場合があります。この場合、当社所定の方法によりその利用枠を定めるものとします。

10. 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

11. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。

① カード利用に係る債務等当社に対する債務の履行を怠った場合

- ② 会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合
- ③ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
- ④ 当社が定める取引時確認手続きが完了しない場合

1 2. 本条に定める利用枠は、本条第7項および第8項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、当社所定の方法により増額できるものとします。ただし、会員から増額を希望しない申出があった場合は増額をしないものとします。

第12条（複数カード保有における利用の調整）

- 1. 当社が複数のカードを本会員に貸与している場合、原則、当社は、その全てのカードを通算して第11条の規定を本会員に適用するものとします。
- 2. 第1項の場合、当社は、リボ払い、キャッシング・サービス、海外キャッシュサービスを利用できるカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。

第13条（カードの再発行）

当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、会員が当社所定の届けを提出し、当社が適当と認めた場合に限りカードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料とその消費税を支払うものとします。

第14条（紛失・盗難、偽造）

- 1. カードまたはカード情報が紛失・盗難・詐取・横領等（以下、まとめて「紛失・盗難」といいます。）により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカードまたはカード情報の利用により発生する全ての債務について支払いの責を負うものとします。
- 2. 会員は、カードまたはカード情報が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄の警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。ただし、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。
- 3. 偽造カードの使用に係る債務については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
- 4. 第3項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務について本会員が支払いの責を負うものとします。
- 5. 当社は、カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるかと判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第15条（会員保障制度）

- 1. 第14条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にカードまたはカード情報を不正利用された場合であって、第14条第2項に従い警察および当社への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードの不正利用による損害をてん補します。
- 2. 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。
- 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
 - ① 会員の故意または重大な過失に起因する損害
 - ② 損害の発生が保障期間外の場合
 - ③ 会員の家族・同居人・当社から送付したカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - ④ 会員が本条第4項の義務を怠った場合
 - ⑤ 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - ⑥ ショッピング、キャッシング・サービスおよび海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）
 - ⑦ 第14条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
 - ⑧ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - ⑨ その他本規約に違反する使用に起因する損害
- 4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
- 5. 本会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。
- 6. 本会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとし

ます。また、本会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。

7. 本会員は、前条第2項に従って当社に対して通知または届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。

第16条（カード利用の一時停止等）

1. 当社は、カード発行後、決済口座の設定手続が完了するまでの間、ショッピングのリボ払い、キャッシング・サービス、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。

2. 当社は、会員が第11条の利用枠を超えた利用をした場合もしくは利用をしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、または延滞が発生する等のカード利用に係る債務の支払状況等の事情によっては、ショッピング、キャッシング・サービスおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を一時的にお断りすることがあります。

3. 当社は、カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとして当社が判断した場合、会員への事前通知なしに、ショッピング、キャッシング・サービスおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を保留またはお断りすることがあります。

4. 当社は、会員が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合またはカードの利用状況に不審がある場合には、ショッピング、キャッシング・サービスおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を一時的に停止すること、または、加盟店や現金自動預払機等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。

5. 当社は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシング・サービス、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。

6. 当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票・確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシング・サービス、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。

7. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認めた場合は、カードの利用を制限することができるものとします。

8. 当社は、会員の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員に回答を求めた場合で、会員から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。

第17条（付帯サービス等）

1. 会員は、当社または当社の提携会社その他当社と提携関係にある会社その他の個人・法人（以下、「提携会社等」といいます。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下、「付帯サービス」といいます。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当社から本会員に対し告知または通知します。会員は、当社と提携会社等との提携関係の終了等によって付帯サービスが利用できなくなる場合があることを予め承諾するものとします。

2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。

3. 会員は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承諾します。

4. 会員は、第25条に定める会員資格の取消をされた場合、または第26条に定める退会をした場合、付帯サービス（会員資格取消前または退会前に取得済みの特典を含む。）を利用する権利を喪失するものとします。

第18条（業務委託などの承諾）

1. 会員は、当社が三井住友カードに対して、カードに関する業務のうち当社が指定した業務を委託することを予め承諾するものとします。

2. 本会員は、第19条第1項により金融機関口座自動振替の方法によりカード利用代金を支払う場合、金融機関の一部については当社の指定する収納代行会社の三井住友カードを通じて当社に支払うことを承諾するものとします。なお、振替処理は当該収納代行会社名義で行われることを承諾するものとします。

3. 本会員は、その他以下の事項を予め承諾するものとします。

① 当社が必要と認めたとき、ショッピング支払金およびキャッシング支払金の請求権に基づくカード債権を取引金融機関ないしその関連会社に譲渡し、また譲渡した債権を再び譲り受けること。

② 当社が、本会員に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託すること。

③ 当社が重要な事項を会員に通知しようとするとき、会員の携帯電話番号が登録されている場合には、必要に応じてショートメッセージサービス(SMS)を利用して連絡することがあること。

第3章 カード利用代金等の決済方法

第19条 (代金決済口座および決済日)

1. 本会員は、当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく一切の債務について、本会員が支払いのために指定した本会員名義の預金口座からの口座振替、または通常貯金（以下預金口座または通常貯金を総称して「決済口座」といいます。）からの自動払込みにより支払うものとします。ただし、本会員が希望しかつ当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預金口座への振込等別途の方法で支払うものとし、本規約に別途定める場合を除き、本会員の希望なく当社が支払い方法を変更することはないものとします。

2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイトに関覧可能な状態におくことにより会員に通知します（ただし、法令で別途定めがある場合は、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します。）。会員はVpassID規約、カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約に同意の上、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で当該通知が当社の法令上の義務に属しない場合には、本会員に対し書面による通知に係る当社所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知に係る手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。

4. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第43条に定めるキャッシング（1回払い）、第44条に定めるキャッシングリボおよび第49条に定める海外キャッシングサービスの返済元金について、本条第1項で本会員が指定する決済口座からの口座振替、引落しまたは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第11条第6項に定める未決済残高から減算しないものとします。

第20条 (海外利用代金の決済レート等)

1. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む。）は、外貨額をVISAインターナショナルサービスアソシエーション（以下、「国際提携組織」といいます。）の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。ただし、海外キャッシングサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。

2. 日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限または停止に応じていただくことがあります。

第21条 (決済口座の残高不足等による再振替等)

1. 決済口座の残高不足等により、支払期日に、当社に支払うべき債務の口座振替、引落しまたは自動払込みができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日において、その全部または一部につき再振替等を行うことができるものとします。ただし、当社から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。

2. 本会員は、第1項の支払期日以降の任意の日において、その全部または一部につき当社に支払うべき債務の口座振替または自動払込みにかかる費用（以下、「再振替等にかかる費用」といいます。）を負担するものとします。

3. 再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とし、本会員が支払うものとします。

第22条 (支払金等の充当順序)

本会員の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとしま

す。ただし、リボ払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第23条（手数料率、利率の変更）

リボ払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシング・サービスの利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第6条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボ払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払い・キャッシング（1回払い）および海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率・利率が適用されるものとします。

第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等

第24条（期限の利益の喪失）

1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

- ① 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。
- ② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
- ③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
- ④ リボ払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- ⑤ 第3条第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、または当社とのカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるとき。

2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第25条第1項の規定（ただし、第25条第1項第7号または第8号の事由に基づく場合を除きます。）により会員資格を取消された場合、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

- ① 当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。
- ② 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
- ③ 本会員の信用状態が悪化したとき。

4. 本会員は、第25条第1項第7号または第8号の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

5. 本会員は、第4項の債務を支払う場合には、送金等で支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第21条第1項のただし書の定めにより支払うものとします。

6. 本条第1項から第4項の定めにかかわらずキャッシング・サービスおよび海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第25条（会員資格の取消）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。

- ① カードの申込み等に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
- ② 本規約のいずれかに違反した場合
- ③ 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合
- ④ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当または不審があると当社が判断した場合
- ⑤ カード発行後2カ月以内に決済口座の設定手続が完了しない場合
- ⑥ 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
- ⑦ 会員が、第3条第1項各号または第3条第2項各号のいずれかに該当した場合
- ⑧ 会員に対する第3条第4項または第16条第7項または第8項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
- ⑨ 会員が、本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記①から⑧に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合

2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第25条第1項の規定（ただし、第25条第1項第7号または第8号の事由に基づく場合を除きます。）により会員資格を取消された場合、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとしします。

3. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかに当社から貸与された全てのカードを当社に返還するものとしします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとしします。

4. 当社は、会員資格の取消を行った場合、カードの無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求められることができるものとしします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとしします。

5. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む。）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとしします。

第26条（退会）

1. 本会員が退会する場合は、当社に所定の届出用紙を提出する方法または電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届出るものとしします。この場合、当社が必要と認めた場合には、本会員、家族会員全員のカード等を当社に返却するものとしします。また、債務全額を弁済していただくこともあります。

2. 本会員は、退会する場合、当社が請求したときには、一括して債務を支払うものとしします。また、退会后においても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとしします。

3. 家族会員のみが退会する場合も、本条第1項に定める方法により届出るものとしします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する家族会員のカード等を当社に返却するものとしします。

第27条（費用の負担）

本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます。）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとしします。

第28条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の本社・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所としします。

第29条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、全て日本法としします。

第2部 カードによる取引と利用代金の支払

第1章 カードによるショッピング

第30条（ショッピングの利用方法）

1. 利用可能な加盟店

会員は、次の加盟店においてカードを利用することができます。ただし、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとしします。

① 当社の加盟店

② VISAインターナショナルサービスアソシエーションと提携した銀行・クレジットカード会社（以下、「海外クレジットカード会社」といいます。）の加盟店

2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用

の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き

郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入すること、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

4. オンライン取引の際の利用手続き

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

5. ICカードの利用手続き

当社が指定する加盟店において、ICクレジットカード(ICチップを搭載したクレジットカード)を利用する場合、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。なお、ICチップを端末機等にかざしてご利用される場合には、当社が指定する加盟店においては、ご利用の金額に応じサインレス、もしくは売上票への署名をするものとします。ただし、端末機の故障等の場合または別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。

6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き

会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたとき、または退会もしくは会員資格の取消し等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。本会員は、退会・会員資格取消後であったとしても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る債務について支払いの責を負うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店(加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合があります。)に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとします。

7. カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、会員は、利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社もしくは海外クレジットカード会社を経由して加盟店または会員自身に対しカードの利用状況等に関し照会を行うことを予め異議なく承諾するものとします。

第31条 (立替払の承諾等)

1. 会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、また、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。

① 当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと(立替払の現実の実行の前後を問わない)により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。

② 当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡する場合があること。この場合、当社が適当と認めた第三者(本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く。)を経由する場合があること。

③ 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります。)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。

④ 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります。)、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。

2. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については

当社所定の方法によるものとします。

3. 会員は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。

4. 会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第2章 カード利用代金の支払区分

第32条（カード利用代金の支払区分）

1. カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボ払いおよび分割払いとし、カード利用の際に会員が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、予め当社が適当と認めた会員が、当社が適当と認めた加盟店でのみ指定できるものとします。

2. 会員の有効な支払区分の指定がない場合は原則として1回払いとなります。

第33条（1回払い・2回払い・ボーナス一括払い）

1. 1回払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払期日ならびに分割支払金の額は次のとおりとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。

① 1回払いについては、前々月16日から前月15日までの利用分の全額につき当月の支払期日。

② 2回払いについては、前々月16日から前月15日までの利用分の半額（端数は初回分に算入。）につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。

③ ボーナス一括払いについては、毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日。ただし、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。

2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、1回払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

第34条（リボ払い）

1. リボ払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。

① お店でリボ：カード利用の都度、ショッピング利用代金の支払区分として、リボ払いを指定する方法。

② マイ・ペイすリボ：本会員が事前に申出て当社が適当と認めた場合において、予めショッピング利用代金の支払区分が全てリボ払いになる方法で、詳細は「マイ・ペイすリボ会員特約」によるものとします。

③ あとからリボ：カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた会員が、当社が定める日までに支払区分変更の申出を行い、当社が適当と認めた場合に、当該代金（2回払いは利用額の全額）の支払区分をリボ払いに変更する方法。その場合、手数料計算および毎月支払額等については、1回払いおよび2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボ払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の締切日にリボ払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

2. 本会員は、会員がリボ払いを指定した場合において毎月支払額に指定した金額（5千円、または1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が毎月支払額に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボ払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、毎月支払額を増額または減額できるものとします。

3. 本会員は、会員がリボ払いを指定した場合において第2項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボ払いの未決済残高に応じて本会員が予め指定したコースにより別表<リボ払いの返済方法>に定める毎月支払額（ただし、締切日の残高が毎月支払額に満たないときはその金額）に手数料を加算して翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法または異なる金額区分にすることができます。

4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボ払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当社所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対

象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。

5. 会員は、別途定める方法により、リボ払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

6. 第31条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘らず本条第4項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第35条（分割払い）

1. 分割払いは次の方法で指定するものとします。また、分割払いの指定をした後、第1回の支払前であれば本項第3号に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。

① カード利用の都度分割払いを指定する方法。

② カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた本会員が、当社が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当社が適当と認めた場合、当該代金（2回払いは利用額の全額）の支払区分を分割払いに変更する方法。その場合、手数料計算および分割支払額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

③ 分割払いの指定をした後、第1回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。

2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払い手数料は別表のとおりとします。ただし、加盟店により指定できない支払回数があります。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。

3. 分割払いの支払総額は、利用金額に第2項の分割払い手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。

4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月および8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りの利用金額の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当社が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回当りの利用金額の50%以内で指定することができます。

5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約のとおりショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払い手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

6. 第31条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘らず本条第2項に定める分割払い手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第36条（遅延損害金）

1. 本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位1,000円）に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位1,000円）に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

2. 第1項の場合を除き、本会員は、ショッピングの支払金（付利単位1,000円）の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位1,000円）に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に支払を遅滞した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとします。

第3章 加盟店との取引上の問題とカード利用代金の支払い

第37条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員が、日本国内の加盟店から見本・カタログ等により商品およびサービス（以下総称して「商品等」といいます。）の購入を行った場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換請求または当該売買契約の解除をすることができます。

第38条（支払停止の抗弁）

1. 本会員は、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。

① 商品等の引渡し、提供がなされないこと。

② 商品等に瑕疵（欠陥）があること。

③ その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。

2. 当社は、本会員が第1項の支払停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所定の手続をとるものとします。

3. 会員は、本会員が第2項の申出をするときは、予め当該事由の解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

4. 本会員は、本条第2項の申出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を当社に提出するよう努めるものとします。また、会員は、当社が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。

5. 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。

① 売買契約が会員にとって営業のためにまたは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く。）であるとき。

② リボ払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき。

③ 分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。

④ 会員が日本国外においてカードを利用したとき。

⑤ 第7条第3項に違反するなど会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。

6. 本会員は、当社がショッピング利用に係る債務の残高から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のショッピング利用に係る債務の支払いを継続するものとします。

第39条（保険料にかかる代金の支払い）

1. 会員が保険会社との契約で保険料の継続的な支払いにカードを利用する場合、当社が会員のために保険会社に対して支払いすることを承諾したうえで、第30条第6項により当社へ支払うものとします。

2. 会員はカードでの継続的な支払いを中止する場合、その旨保険会社の定めた方法で直接保険会社に申出、承諾を得ることとします。

3. カード利用の一時停止、会員資格の取消し、退会となった場合は、当社は保険会社に対する保険料の支払いを中止します。この場合に保険契約が解約となっても、当社は責任を負わないものとします。なお、会員が保険契約の継続を希望する場合は、直接保険会社との間で手続きをするものとします。

第3部 キャッシング条項

第1章 キャッシング・サービス

第40条（キャッシング・サービスの取引を行う目的・利用方法）

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシング・サービスとして別途定める方法により、キャッシング・サービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。現在利用可能な方法は、別表<キャッシング・サービス、海外キャッシングサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その

他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第41条（キャッシング・サービスの支払区分）

キャッシング・サービスの支払区分は、1回払いおよびリボ払いとします。

第42条（キャッシング・サービスの利率および利息の計算）

1. キャッシング・サービスの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、別表<キャッシング・サービス、海外キャッシングサービスの返済方式・回数、利率等>に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
2. お持ちのカードを他のカードに切替えたときは、キャッシング・サービスの利率は、切替後のカードのキャッシング・サービスの利率が適用されます。
3. 本会員は、キャッシング・サービスの借入金（付利単位100円）に対し、借入日の翌日より当社所定の利率による利息を支払うものとします。ただし、キャッシング（1回払い）・海外キャッシングサービスの借入金について、当社が定める日までに「キャッシングもあとからリボ」の申込を行い、当社が適当と認めた場合は、キャッシング（1回払い）・海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボへ変更することができます。その場合、申込日までをキャッシング（1回払い）・海外キャッシングサービスのご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。
4. 毎月の利息額は、毎月の締切日（前月15日）までの日々の残高に対し年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、当月の支払期日に支払うものとします。

第43条（キャッシング（1回払い）の借入金の支払い）

1. キャッシング（1回払い）の返済方式は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
2. 毎月の返済額は、第42条の毎月の締切日までの借入金と第42条第3項の経過利息の合計とし、本会員は第19条の定めにより翌月の支払期日に支払うものとします。
3. 本会員は、別途定める方法により、キャッシング（1回払い）の借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、別表<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。
4. キャッシング（1回払い）の借入金について、当社が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込を行い、当社が適当と認めた場合は、キャッシング（1回払い）の借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までをキャッシング（1回払い）のご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

第44条（キャッシングリボの借入金の支払い）

1. キャッシングリボの返済方式は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当社が決定し、変更できるものとします。ただし、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
2. キャッシングリボの返済は、返済元金と第42条第4項の経過利息の合計として当社が指定した金額を、本会員が第19条の定めにより支払うものとします。
3. 会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、別表<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

第45条（遅延損害金）

1. 本会員が、キャッシング・サービスの支払を遅滞した場合は支払元金（付利単位1,000円）に対し支払期日の翌日から完済まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日から完済の日まで、年20.0%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 第1項の取扱は海外キャッシングサービスの場合も同様とします。

第46条（現金自動預払機等（ATM）利用時の手数料）

1. 会員は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用してキャッシング・サービスを借り受ける場合、当社所定のATM手数料を負担するものとします。その場合は、第42条に定める毎月の締切日までのATM利用に係る手数料について、当月の支払期日に支払うものとします。
2. ATM手数料は、利用金額1万円以下の場合は110円(含む消費税等)、利用金額が1万円を超える場合は220円(含む消費税等)とします。

第2章 海外キャッシュサービス

第47条（海外キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法）

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。現在利用可能な方法は、別表<キャッシング・サービス、海外キャッシュサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第48条（海外キャッシュサービスの利率および利息の計算）

1. 海外キャッシュサービスの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、別表<キャッシング・サービス、海外キャッシュサービスの返済方式・回数、利率等>に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
2. 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金（付利単位100円）に対し、当社所定の利率による利息を支払うものとします。
3. 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を経過利息として、支払うものとします。

第49条（海外キャッシュサービスの借入金の支払い）

1. 海外キャッシュサービスの返済方式は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
2. 毎月の返済額は、第42条の毎月の締切日までの借入金と第48条第3項の経過利息とを合計し、第19条の定めにより翌月の支払期日に支払うものとします。
3. 海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第20条の定めにより換算された円貨とします。
4. 本会員は、別途定める方法により、海外キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、別表<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。
5. 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金について、当社が定める日までに「キャッシングもあとからリボ」の申込を行い、当社が適当と認めた場合は、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までを海外キャッシュサービスのご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

第50条（海外キャッシュサービスのATM手数料）

会員は、海外クレジットカード会社等が設置するATM等を利用して借り受ける場合においても、第46条の定めに従うものとします。

第3章 書面の交付

第51条（キャッシング利用時およびお支払い時の書面の交付）

本会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項および第18条第1項の書面交付に代えて、一定期間における貸付・弁済その他の取引状況を記載した書面を当社所定の方法により交付することおよび貸付の都度の記載事項を簡素化した書面を当社が交付することができることを承諾するものとします。また、承諾された後でも元に戻すことができます。

別表

<リボ払いの返済方法>

毎月の締切日時点での残高	毎月のお支払元金			
	残高スライドコース			定額コース
	長期コース	標準コース	短期コース	
10万円以下	5千円	1万円	2万円	5千円または、1万円以上1万円単位でご設定いただけます。
10万円を超えて20万円まで	1万円	2万円	4万円	
以後残高10万円増加毎に	5千円増加	1万円増加	2万円増加	

<キャッシング・サービス、海外キャッシュサービスのご利用方法>

	本会員		家族会員	
	キャッシング・サービス	海外キャッシュサービス	キャッシング・サービス	海外キャッシュサービス
当社が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	—	○	—	○
「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行ない、キャッシング（1回払い）・海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	○	○	○

<キャッシング・サービス、海外キャッシュサービスの返済方式・回数、利率等>

●キャッシング・サービス、海外キャッシュサービスのご利用条件

名 称	返済方式	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済 (ボーナス月増額返済あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・最長4年1ヵ月49回(ご利用枠50万円、毎月返済額15千円、50万円をご利用の場合) ・返済例: 150,000円を6月1日に借入れ、7月10日が返済日の場合 1. 7月10日の支払額締切日残高が200,000円以下なので、毎月のご返済額が10,000円の支払額となります。 2. 利息 150,000円×18.0%×14日÷365日=1,035円 (支払額10,000円の内訳は、利息1,035円、元金8,965円。) 3. 返済期間の目安(新たな借入れが無い場合) 返済期間: 7月から翌々年1月まで 返済回数: 19回 	18.0%
キャッシング(1回払い)・ 海外キャッシュサービス	元利一括返済	<ul style="list-style-type: none"> ・23日～56日(ただし暦による)1回 ・返済例: 50,000円を6月1日に借入れ、7月10日が返済日の場合 1. 利息 50,000円×18.0%×39日÷365日=961円 利用日数は2日から15日まで14日、16日から翌月10日まで25日、合計39日。 2. 7月10日の支払額 50,000円+961円=50,961円 	18.0%

- 2018年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方
- 2018年4月2日以降に会員の申出により下記の条件を希望された方

ご利用枠(締切日でのご利用残高)	毎月のご返済額
～10万円	5千円
10万円超～20万円	1万円
20万円超～50万円	1万5千円

- 2018年4月1日までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方

ご利用枠(締切日でのご利用残高)	毎月のご返済額
～20万円	1万円
20万円超～50万円	2万円

※キャッシング・サービス、海外キャッシュサービスのご利用枠が0円の場合

名称	返済方式	返済予定総額および返済期間・回数等	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済	0円、0日・0回	18.0%
キャッシング（1回払い） 海外キャッシングサービス	元利一括返済	0円、0日・0回	18.0%

●担保・保証人…不要

●元本・利息以外の金銭の支払い・・・ATM手数料（取扱金額1万円以下：110円（含む消費税等）、取扱金額1万円超：220円（含む消費税等））・再振替等にかかる費用

●本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

●貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

●キャッシングリボの返済方式が毎月元利定額返済の場合、毎月の返済額はご利用残高により変更となり、一度上がった返済額はご利用残高が減っても下がりません。

また、当社が定める会員規約（改定があった場合には改定前の会員規約を含みます。）により既に毎月の返済額が定まっている場合も新たなキャッシングリボのご利用がない限り毎月の返済額は当然に変更されません。新たなキャッシングリボのご利用があった場合には会員規約の定めにより毎月の返済額が変更される場合があります。

<割賦販売における用語の読み替え>

会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等において割賦販売における用語を以下のとおり読み替えます。

割賦販売における用語	読み替え後の用語
<ul style="list-style-type: none"> ・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用代金
<ul style="list-style-type: none"> ・支払回数 ・分割回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
<ul style="list-style-type: none"> ・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格 	<ul style="list-style-type: none"> ・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額
<ul style="list-style-type: none"> ・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払い手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ・手数料額
<ul style="list-style-type: none"> ・実質年率 	<ul style="list-style-type: none"> ・リボ払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率
<ul style="list-style-type: none"> ・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・毎月支払額 ・各回の支払金額 	<ul style="list-style-type: none"> ・お支払い予定額 ・カードショッピングの支払い金 ・リボ払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額

<リボ払い手数料率>

- ・リボ払い 実質年率 15.0%

<リボ払いのお支払い例>

(元金定額コース 1万円および標準コース、実質年率15.0%の場合)

7月16日から8月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回(9月10日)お支払い(ご利用残高 50,000円)

①お支払い元金… 10,000円

②手数料… ありません。

③毎月支払額… 10,000円(①)

④お支払い後残高… 50,000円 - 10,000円 = 40,000円

◆第2回(10月10日)お支払い(ご利用残高 40,000円)

①手数料(8月16日から9月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります)

… 50,000円 × 15.0% × 26日 ÷ 365日 + 40,000円 × 15.0% × 5日 ÷ 365日 = 616円

②お支払い元金… 10,000円

③毎月支払額… 10,616円(①616円 + ②10,000円)

④お支払い後残高… 30,000円(40,000円 - 10,000円)

<分割払いの返済方法・回数手数料率など>

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間（ヶ月）	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率（%）	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額 100円当り	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

<分割払いのお支払い例>

利用金額50,000円、10回払いの場合

①分割払い手数料…50,000円×(6.70円÷100円) = 3,350円

②支払総額…50,000円+3,350円 = 53,350円

③分割支払額…53,350円÷10回 = 5,335円

<2回払い、ボーナス一括払いの支払回数・支払期間・手数料>

支払区分	支払回数	支払期間	手数料
2回払い	2回	2ヶ月	不要
ボーナス一括払い	1回	2ヶ月～8ヶ月	不要

<繰上返済の可否および方法>

	1回払い	リボ払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング（1回払い） ・ 海外キャッシングサービス
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	—	○	○ (全額返済のみ可)	○	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○

① 全額繰上返済：リボ払い、キャッシングリボ、キャッシング（1回払い）、海外キャッシングサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払い手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

② 一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

③ 上記にかかわらず、P i T a P a利用金額等、その他繰上返済できない場合があります。

④ 振込等により当社指定口座へ入金して繰上返済する場合、金融機関から当該口座に入金された日に返済手続が行われたものとして取り扱います。

<ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記掲載の当社お客様相談室までお願いします。
3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。
4. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面（第38条第4項）については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。

<お客様相談室>

〒530-0013大阪市北区茶屋町19番19号 アプローズタワー15階

TEL 06-6373-2600

URL <https://www.persona.co.jp>

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。

（当社が契約する指定紛争解決機関）

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

電話番号 03-5739-3861

(2022年9月改定)